

[illegible]

みんなで進めよう「住まいの耐震化」



補強した住宅

振動実験結果 出典:独立行政法人防災科学技術研究所

- 阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました
- 大きな被害を受けた建物のほとんどは、**昭和 56 年 5 月 31 日以前**に建築された木造住宅でした
- いつ大きな地震が起きても大丈夫のように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

- 大きな被害を受けた建物のほとんどは、
昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された
木造住宅でした

- いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

住宅の「簡易耐震診断」を申し込んでください

- 昭和56年 5 月31日以前に着工された住宅が対象です。
○戸建住宅のほか、共同住宅(長屋を含む)も対象となります。
○木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のいずれの構造も対象です。
(昭和 56 年 6 月以降に一体型増築をした、プレハブ住宅・ツバイオー住宅・丸太組み工法など、一部対象とならない場合があります)

- 戸建住宅のほか、共同住宅(長屋を含む)も対象となります。

- 木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のいずれの構造も対象です。

(昭和 56 年 6 月以降に一体型増築をした、プレハブ住宅・ツバイオー住宅・丸太組み丁法など、一部対象とならない場合があります)

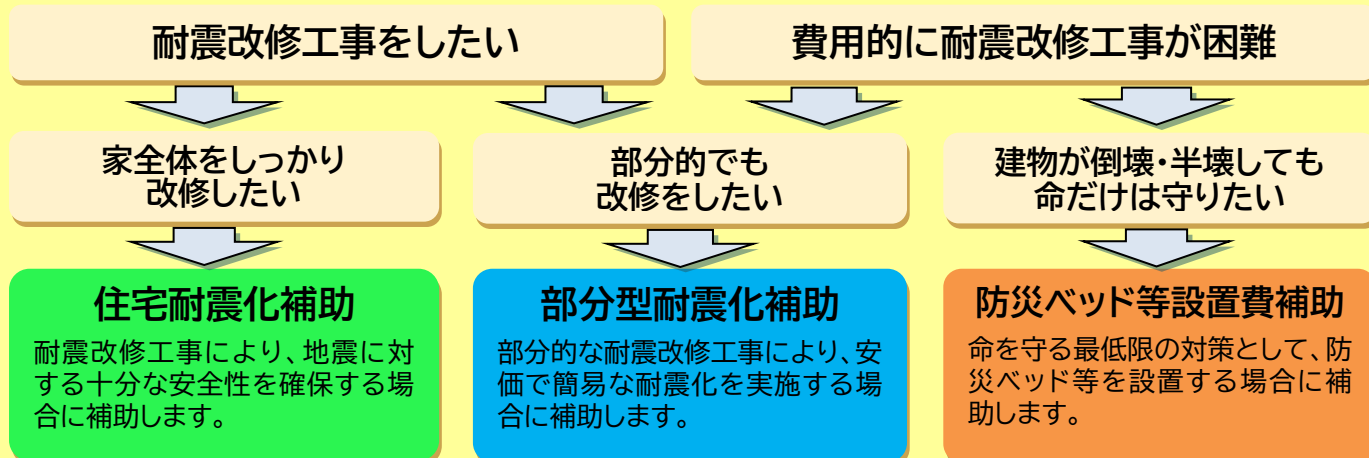
耐震診断の結果

(木造戸建住宅の場合)

耐震診断の結果、

家族の大切な命を守るためにも
「住まいの耐震化」
を検討してください

一人でも多くの市民の皆さんに耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。



費用的に耐震改修工事が困難

家全体をしっかりと
改修したい

部分的でも
改修をしたい

建物が倒壊・半壊しても
命だけは守りたい

住宅耐震化補助

耐震改修工事により、地震に対する十分な安全性を確保する場合に補助します。

部分型耐震化補助

部分的な耐震改修工事により、安価で簡易な耐震化を実施する場合に補助します。

防災ベッド等設置費補助

命を守る最低限の対策として、防災ベッド等を設置する場合に補助します。

※ それぞれの補助事業の詳細は裏面をご参照ください。

【お問合せ先】加古川市 建築指導課 電話 079-427-9263(直通)

住宅耐震改修計画策定費補助

- (1)対象となる方
加古川市内に対象となる住宅を所有する方
- (2)対象となる住宅
以下の条件をすべて満たす住宅(共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む)
① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
② 違反建築物でない、認定工法でないもの
③ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの
④ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又はこれから加入する住宅
- (3)対象となる費用
耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用
- (4)補助額 補助率 2/3
戸建住宅 **最大20万円**
共同住宅 最大12万円/戸

住宅耐震改修工事費補助 ★

- (1)対象となる方(両方を満たすこと)
①加古川市内に対象となる住宅を所有する方
②所得が 1,200 万円以下の兵庫県民の方(個人)
- (2)対象となる住宅
①住宅耐震改修計画策定費補助と同じ
②耐震改修工事費 50 万円以上であること
- (3)対象となる費用
① 地震に対する十分な安全性(評点 1.0 以上)を確保するための、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強(附帯工事を含む)に要する費用
② 耐震改修を行う室内の内装工事に要する費用(家具工事、設備工事を除く)
- (4)補助額 補助率 4/5(100 万円まで)
戸建住宅 **最大 130 万円**(工事費 300 万円以上の場合)
共同住宅 最大40万円/戸

※住宅耐震改修計画策定費補助と住宅耐震改修工事費補助を一括で行う耐震改修計画・工事費パッケージ型補助の制度もあります。
(県の登録を受けた設計事務所及び施工業者から構成される事業者グループとの契約が条件となります。)

※共同住宅のうち 1,000 m²以上かつ 3 階以上のものをマンションといい、基準が異なる部分があります。詳細はお問い合わせください。

部分型耐震化補助 対象となる方は、住宅耐震化補助と同じ。

簡易耐震改修工事費補助★

- (1)対象となる住宅
「危険」と診断された住宅
- (2)対象となる費用
「やや危険」又は「安全」にするための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用
- (3)補助額 補助率 4/5
戸建住宅 **最大 50 万円**
共同住宅 最大 20 万円/戸

シェルター型工事費補助

- (1)対象となる住宅
「危険」「やや危険」と診断された住宅
- (2)対象となる費用
耐震シェルターの設置に要する費用
- (3)補助額
戸建住宅 **最大 50 万円**
(工事費50万円以上の場合)
共同住宅 最大 50 万円
(工事費50万円以上/戸の場合)

屋根軽量化工事費補助★

- (1)対象となる住宅
「やや危険」と診断された「**非常に重い屋根**」の住宅
- (2)対象となる費用
屋根を軽量化(「重い屋根」又は「軽い屋根」)する工事に要する費用
- (3)補助額 補助率 1/2(戸建除く)
戸建住宅 **50 万円**(定額)
共同住宅 最大 20 万円/戸

※「住宅耐震改修工事費補助」を受けた場合は、所得税の特別控除と固定資産税の減額措置もあります。

防災ベッド等設置費補助

就寝中の地震から身を守ります。

- (1)対象となる方
対象となる住宅に居住する方
- (2)対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ、戸建住宅のみ
(一部要件が異なるので、加古川市にご確認ください)
- (3)対象となる費用
対象となる住宅への防災ベッド等の設置に要する費用
- (4)補助額 **10 万円/台**(定額)

補助金の代理受領が可能です

申請者からの委任があれば、事業者(耐震改修工事等を実施した者)が申請者の代わりに補助金の受領を代理で行うことができます。

支払いは工事などの代金と補助金の差額のみになり、当初の費用負担が軽減されます。

住宅改修業者登録制度等

★印の補助を受けるには、県の住宅改修業者登録制度による登録事業者又は県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者との契約が条件となります。

耐震改修工事实績について

「ひょうご住まいの耐震化促進事業」補助金を受けて行われた耐震改修工事の実績が、県のホームページで公表されています。

ひょうご住まい 工事实績

検索

注意 いずれの補助も交付決定通知を受ける前に契約すると、補助の対象にはなりません。

参加費
無料

うちのリフォームをするなら耐震改修も一緒に！

住まいの耐震・リフォームの 個別相談会と展示会

令和
6年

8月22日(木)

場
所

SHOWAグループ市民会館 大会議室
(加古川市民会館)
加古川市加古川町北在家2000番地

時
間

建築士等による
個別相談会(完全予約制)／展示会(予約は不要)
10時00分～13時00分

申
込
方
法

お電話または裏面FAXにてお申込み下さい。
特定非営利活動法人
『人・家・街 安全支援機構』略称〈LSO〉
☎ 0120-263-150 受付時間／
FAX 06-6456-1073 10時00分～18時00分(日・祝休)

定員
30組
(先着順)



個別相談会 お家のことを一緒に考えましょう！

- ・具体的な耐震診断・補強の方法
- ・耐震に関する市の補助制度について

- ・失敗しないためのリフォームポイント
- ・信頼できるリフォーム事業者の基準について
- ・建て替えかリフォームで悩んでいる等

TOPICS リフォーム時は耐震改修のチャンス！

リフォームで壁をはがすときは、筋交いや耐震壁を追加するチャンス！耐震改修と一緒にすると費用もお得に！

間取り変更 内装改修

壁材や床材の交換
にあわせて筋交い
や耐力壁の設置

キッチンや 浴室などの 水回り

水回り設備の
変更にあわせて
筋交い補強

バリアフリー 改修

段差解消や手すりの
設置、トイレの改修
にあわせ筋交い補強

外壁塗装

足場をかける
タイミングで
屋根の軽量化

屋根の 葺き替え

屋根改修時に
素材を軽くし
耐震性を向上

省エネ改修

断熱材の設置に
あわせて筋交い
や耐力壁の設置

主催



特定非営利活動法人

『人・家・街 安全支援機構』略称〈LSO〉

本部事務局

〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-5 横山ビル8階

共催



加古川市

都市計画部 建築指導課

TEL 079-427-9263(直通)

加古川市の耐震補助制度

昭和56年5月以前に建てられた
木造住宅が補助対象です。

TOPICS

1

加古川市の簡易耐震診断は**無料**で受けられます！

- ★戸建住宅のほか、共同住宅（長屋を含む）も対象となります。
- ★木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のいずれの構造も対象です。
- ★プレハブ工法、2×4工法、丸太組工法など一部対象とならない場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

TOPICS

2

加古川市では耐震改修工事の費用に対して、 一戸建て住宅の場合、**最大130万円の補助**が受けられます！

★改修工事をする上記補助金の他に、所得税の還付、固定資産税（家屋のみ）の減額も受けられる場合があります。

昭和56年6月以降に建てられた木造住宅について

阪神淡路大震災・熊本地震・令和6年能登半島地震では、昭和56年以降の比較的新しい木造住宅の一部においても倒壊等が発生しています。そのため、建築基準法の構造規定が改正された平成12年5月以前の木造住宅についてもしっかりとメンテナンスを実施し、性能を維持していくことが大切です。**昭和56年6月～平成12年5月**に建てられた木造住宅は耐震診断の補助対象外ですが、NPO法人『人・家・街 安全支援機構』略称〈LSO〉では耐震診断を**5,000円**で行っています。

個別相談会・展示会・耐震診断・改修に関するお問い合わせ・お申込みは…

特定非営利活動法人

■ 受付時間／10:00～18:00（日・祝休）

『人・家・街 安全支援機構』 略称〈LSO〉 ☎ **0120-263-150**

▶ LSOでは建築士等による電話での相談会も随時行っています。

お申込み方法

■ FAXでお申込みの方は、参加申込書にご記入のうえ下記FAX番号へ送信下さい。

■ お電話でお申込みの方は、☎ **0120-263-150** へお電話下さい。

個別相談会 参加申込書

NO. _____

フリガナ					
氏 名		ご参加 人数		電話番号	
	様		人		
住 所	〒				

お申込み先

特定非営利活動法人

『人・家・街 安全支援機構』 略称〈LSO〉

☎ **0120-263-150**

FAX **06-6456-1073**

※この個人情報は加古川市・LSOから耐震・リフォームに関する情報をご連絡する場合にのみ使用いたします。